

* * * * * (深圳) 有限公司

定款

第一章 総則

第1条 「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国外資企業法」、中国その他関連法律、法規に基づき、本定款を制定する。

第2条 出資者名:*****にて登記、登記住所:*****
TEL: FAX:
法定代表者氏名:***** 職務:代表取締役社長 国籍:

第3条 会社名称:***** (深圳) 有限公司 (以下は会社と略称)
会社法定所在地: 中国広東省

第4条 会社は「中華人民共和国外資企業法」に定める有限責任会社である。
*****有限公司が会社に対する責任はその出資額を限度とする。

第5条 会社は審査批准機構の批准を得て深圳市に登録設立された企業法人である。会社は中国の法律の管轄・保護を受け、その一切の活動は中国の法律法規及び関連条例の規定を遵守しなければならない

第二章 方針と経営範囲

第6条 会社の方針: 経済協力と技術交流の強化を通じ、中国国民経済の発展を促進し、それと同時に利益の獲得を図る。

第7条 会社の経営範囲: *****を従事する。

第8条 会社の生産経営活動の過程において環境保護の方案、消防安全設備について、深圳市環境保護部門と、消防管理部門の批准を経る必要がある。

第9条 会社は中国市場で商品を販売することができる。国家は中国国内に製造した製品の輸出を奨励している。

第10条 会社はその会社で用いる機械設備、原材料、燃料、部品、機器、輸送工 具と事務用品等の物品を自ら購入を決定する権利がある。会社が中国国内で物品を購入する場合、同等の条件において、中国国内の企業と同等の待遇を受けることができる。

第三章 総投資額と登録資本金

第11条 会社の総投資額:***万米ドル
会社の登録資本金(出資額)***万米ドル
総投資額と登録資本金の差額は出資者が中国国内外で調達する。
会社の登録資本金の出資方式と期限は、「中華人民共和国会社法」及び中国のその他関連法律、法規の規定に基づき執行する。
内訳:現金:***万米ドル
設備:***万米ドル 会社の資本金は二期に分けて投入。第一期は**万US\$、営業許可証の発行から起算して90日以内に投入、第二期***万US\$、営業許可証の発行から2年以内に投入。(一括出資の場合:会社の資本金は営業許可書の発行から90日以内一括して投入)

第12条 会社は出資者が出資額を払込んだ後30日以内に、中国注冊会計師事務所へ検証を委託しなければならず、驗資報告を提出させ、その驗資報告を審査批准機構と工商行政管理部門に届け出る。

第13条 会社は経営期間内に登録資本金を減少させてはならない。但し、総投資額と生産規模などの変化により、減少させる必要がある場合、審査批准機構の批准を得なければならない。

第14条 会社は、経営範囲変更、分割、合併、登録資本金の増加、譲渡或いはその他重要な事項の変更がある場合、株主決議にて採択し、審査批准機構に報告し、批准を得て、定められた期間内に工商行政管理、税務、外貨、税関などの部門へ赴き、変更登記手続きを行う。

第四章 株主決議

- 第 15 条 会社の株主は会社の重大事項を決定し、会社法と本定款の規定に基づき株主決議にて下記の職権を行使する。
- (一) 会社の経営方針と投資計画の決定
 - (二) 社外取締役、監査役の選出、改選、及び取締役、監査役の報酬にかかわる事項の決定
 - (三) 董事会からの報告の審議、批准
 - (四) 監査役からの報告の審議
 - (五) 会社の年度財務予算案、決算案の審議、批准
 - (六) 会社の利益処分案と損失補填案の審議、批准
 - (七) 会社の登録資本金の増加または減少の決定
 - (八) 会社の債券発行の決定
 - (九) 会社の合併、分割、解散、清算或いは会社形式変更の決定
 - (十) 会社定款の修正
 - (十一) その他株主決議にて決定すべき重大事項

第五章 董事会

- 第 16 条 会社は董事会を設置する。董事会は会社のすべての重大な事項を決定し、出資者に対して責任を負う。
- 第 17 条 董事会は*名のメンバーから構成され、その内、董事長は 1 名、董事は*名とする。董事長と董事は出資者により、委託、派遣、解任される。董事長と董事の任期は 3 年とする。董事長と董事が、出資者により継続的に委託派遣される場合は、その職を連任できる。董事会メンバーを変更する場合は、書面にて董事会に通知しなければならない。会社に各登記機構に届け出させなければならない。
- 第 18 条 董事長は会社の法定代表者であり、会社を代表して職権を行使し、署名の権者となる。董事会の休会期間には、企業の定款と董事会決議に基づき会社の重大な問題を処理し、董事会決議の執行状況を検査、監督する責務を有する。董事長がやむを得ない事情でその職責を執行できない場合は、他の董事に書面により委託して職責を代行させる。法律、法規の規定で董事長でなければ履行できない職責は、他者に委託代行させてはならない。

- 第 19 条 董事会は会社の出資者に対し責任を負い、下記の職権を行使する：
- (一) 株主決議の執行
 - (二) 会社の経営方針、発展計画と投資案の決定、経理または管理部門からの重要な報告の審議、批准
 - (三) 会社の年度財務予算案、決算案の作成
 - (四) 会社の利益処分と損失補填案の作成
 - (五) 会社の登録資本金の増加または減少及び会社債券発行案の作成
 - (六) 会社の合併、分割、解散、持分譲渡、延期、中止または会社形式変更案の作成
 - (七) 社内管理機構の設置の決定
 - (八) 経理の任免とその報酬事項の決定、及び経理が推薦する財務責任者の任免とその報酬事項の決定
 - (九) 会社の基本管理制度の作成
 - (十) その他董事会にて決定すべき重大事項

第 20 条 上記の事項は董事会の三分の一の通過により採択される。

第 21 条 董事会会議は毎年少なくとも1回開催し、董事長が召集し、主催する。 董事長が何らかの事情によりその職務を履行できない場合、或いはしない場合、過半数の董事により共同で1名の董事を推薦し、会議を召集、開催する。 董事会会議は、過半数の董事出席により開催できる。 董事が董事会会議に出席できない場合、書面により代理人に出席及び議決権行使を委託することができる。

第 22 条 董事会会議の召集は必ず 30 日前に通知し、会議の議事日程、議事内容及び場所を通知する。

第 23 条 董事会決議の表決は一人一票制を採用する。 董事会は決定事項について議事録を作成しなければならない。 会議に出席した董事或いは代理人全員が議事録に署名しなければならない。 記録言語は中国語、または中国語と日本語を同時に使用する。 議事録と決議文書は、出席者の署名を得た上で、董事全員に配布し、委託書と共に保存し、董事会指定の専門担当者が保管する。 会社経営期間内は何人もこれを改竄、消去してはならない。 董事会の休会期間に董事会の決議を必要とする事項については、電信および書面方式で採択することも可とし、その場合董事会の決議と同等の効力を有する。

第六章 経営管理機構

第 24 条 会社は法定所在地で経営管理機構を設け、会社の日常の経営管理をすると同時に、
取締役会指導の下、経理責任制を取る。会社には営業、財務などの部門を設置する。

第 25 条 会社には経理 1 名をおく。

第 26 条 経理は取締役会に対し責任を負い、下記の職権を行使する。
(一) 会社の経営管理業務を統率し、取締役会の各決議を執行すること。
(二) 会社の年度経営計画と投資案の実施を指揮すること。
(三) 社内管理機構の設置案、会社の基本制度と具体的な規則を策定すること。
(四) 取締役会の授権範囲内で会社の財務責任者を任免すること。
(五) 取締役会が任免する以外の管理者を任免すること。
(六) 取締役会の授権するその他の職権を行使する。

第 27 条 経理の任期は 2 年とし、取締役会の要請により、連任できる。

第 28 条 取締役会の要請により、理事長、取締役は経理或いはその他高級職務を兼任することができる。

第 29 条 経理は必ず法定所在地に常駐する専任の人員であり、他の経済組織の経理、副経
理を兼任してはならず、当会社と競合する他の経済組織 に参画してはい
けない。

第 30 条 取締役会決議或いは会社の管理規定により、汚職、重大な過失のある会社管理者を解
雇する。会社に経済損失をもたらした者或いは法律に違反した者に対して、相応の
経済責任或いは法律責任を追求する。

第 31 条 経理、総会計士、監査士及び他の高級社員が辞任する場合、辞任届けを辞任する
日の 30 日前に取締役会に書面にて報告し、取締役会の批准決議を得た後、辞任するこ
とができる。

第七章 監査役

第 32 条 会社は監査役会を設置せず、監査役 1 名をおき、出資者が任命する。取締役、高級管

理職は監査役を兼任してはならない。

第 33 条 監査役の任期は3年とする。監査役は任期満了後、再任できる。監査役は任期満了前または任期満了時に、再委任をされない場合、又は任期内に辞職する場合、後任の監査役が就任するまでは、法律、行政法規と会社定款の規定に基づき、職務を履行しなければならない。

第 34 条 監査役は下記の職権を行使する。

- (一) 会社財務の検査
- (二) 董事、高級管理職の職務行為を監督し、法律、行政法規と会社定款又は株主決議に違反した董事、高級管理職に対し、罷免の提言をすること。
- (三) 董事、高級管理職の行為が会社の利益に損害を与える場合、董事、高級管理職に改善を要求すること。
- (四) 株主に提案を提起すること。

第 35 条 監査役は董事会会議に出席し、決議事項に対して、質問または提案を提起することができる。監査役は会社の経営状況に異常があると発見した場合、調査を行うことができる。必要に応じて、会計士事務所などを任命し、協力してもらうことができ、その関連費用は会社が負担する。

第 36 条 監査役が職権を行使する際の関連費用は会社が負担する。

第八章 財務会計、税務、外貨管理及び保険

第 37 条 会社は中国法律、法規、財政部門の関連規定に基づき、会社の具体的な状況を合わせて、会社の財務会計制度を制定し、深圳市財政、税務部門に届け出る。

第 38 条 会社の会計年度は公暦年度制を採用し、毎年1月1日から12月31日を会計年度とする。特別に会計年度の期間を変える必要がある場合、税務部門の批准を得なければならない。

第 39 条 会社の財務部門は会計年度の最初の3ヶ月以内に前年度の貸借対照表と損益計算書を作成し、会計士による監査の後、会社が承認し、原審査批准機構と工商行政管理部门に届け出る。

- 第 40 条 会社は人民元を記帳通貨として採用する。現金、銀行預金、その他勘定及び債権債務、収益、費用等は、実際収支によって記録する。他の貨幣を人民元に換算する場合、中国人民銀行が発表した発生日当日の為替レートにより計算する。
- 第 41 条 会社は所得税納税後の利益から、10%を法定積立金として積み立てる。法定積立金が累計で登録資本金の 50%以上に達した後は、積立てを停止してもよい。
- 第 42 条 会社は前年度の欠損補充前に利益を処分してはならない。前年度の未配当利益を今年度の配当可能利益に繰り入れて処分することができる。
- 第 43 条 会社は中国の関連法律、条例の規定に基づき各種税金を納付する。また関連規定による減税、免税の優遇待遇の享受資格を申請できる。
- 第 44 条 会社の従業員は「中華人民共和国個人所得税法」に基づき個人所得税を納付する。
- 第 45 条 会社のすべての外貨取引は「中華人民共和国外貨管理条例」と関連規定により処理する。
- 第 46 条 会社の各種保険は中国国内の保険会社に納付する。

第九章 社員と労働組合

- 第 47 条 会社は経営上の必要性に基づき、自社の組織を設置し、人員編成を決定することができる。会社は労働部門で確認した採用計画内で、独自に公開で必要な従業員を募集、選考、採用することができる。
- 第 48 条 従業員の採用において、企業と従業員双方は「中華人民共和国労働法」及び中国のその他の関係法律法規と深圳市の関係規定を遵守し、法律に基づき労働契約書を締結する。契約書には職務内容、契約期限、労働条件、労働保護、規律制度、報酬、社会保険、福祉待遇、及び解雇、辞任、契約変更、中止と契約解除の条件、労働契約の違約責任とその他の双方の約束事項などを記入する。労働契約成立後、深圳市労働部門に届け、規定に基づき従業員の採用手続きをする。
- 第 49 条 会社の従業員は「中華人民共和国組合法」の規定に従い、労働組合を設立し、活動する権利を有する。

第 50 条 労働組合は従業員の利益を代表し、その基本任務は中国の法律、法規の規定に従い、従業員の合法的な権益を守る。また、会社による福利と奨励基金の合理的な使用に協力し、従業員の学習と文化体育活動を組織し、従業員に対し労働規律の遵守を教育し、会社の経済的な各種任務の達成に努力させる。従業員の賞罰、給与制度、福利厚生、労働保護と保険など、従業員の直接の利益に関する事項について、会社が決定する際には、労働組合は代表者を会議に出席させる権利を有し、従業員の意見と要求を反映する権利を有する。

第 51 条 会社の労働組合は、会社と労働者個人間の労働契約の締結、あるいは従業員を代表して会社と団体労働契約の締結するよう指導、援助し、労働契約の執行を監督する。

第 52 条 会社は、労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。会社は毎月従業員の賃金総額の2%に相当する金額を労働組合経費として支給し、会社の労働組合は中華全国总工会の定めた労働組合経費に関連する管理規定に従ってそれを使用する。

第十章 経営期間、解散及び清算

第 53 条 会社の経営期間は、営業許可証が発行された日から 30 年とする。

第 54 条 会社の経営期間が満了し、期間を延長する場合には、期間満了180日前迄に出資者より審査批准機構に書面での申請を行わなければならない、批准された後、延長することができ、工商、税務、税関等関係部門に変更登記手続きを行わなければならない。

第 55 条 会社により下記のいずれかの事態が発生した場合は、終了すべきである。

- (一) 経営期間の満了。会社の経営が不振で、重大な損失が生じ、出資者が解散を決定した場合。自然災害、戦争など不可抗力によって重大な損害を受け、経営を継続できないとき。破産。
- (二) 中国の法律、法規に違反し、社会公共の利益を害し、法により経営許可を取り消されたとき。会社定款に規定されたその他の解散すべき事態が発生した場合。

第 56 条 会社は期限前に経営を終了する場合、審査批准機構に報告の上、審査許可を得なければならない。

第 57 条 経営を終了する場合、会社は即時に公告しなければならない。中国の 関連法律、法規に基づき、清算委員会を組織し、法的手続きを踏まえて清算を行う。清算終了前、出資者は会社の資金を中国国外へ送金したり、持ち出したりしてはならず、独自で会社の財産を処理してはならない。

第 58 条 清算終了後、清算委員会は清算終了報告書を提出し、董事会と出資者の確認を得た上で、審査批准機構に届け出る。又、工商行政管理、税務、税関などの関係部門にて登記の抹消手続きを行ない、営業許可証を返還し、同時に対外的な公告を行う。

第十章 付則

第 59 条 会社は政府主管部門、税関、工商行政管理、労働管理、環境保護、財政、税務、審計などの部門からの合法的な審査と監督を受ける。

第 60 条 本定款を改訂或は変更する場合は、株主決議にて採択し、審査批准機構にて批准された後に効力が発生する。

第 61 条 本定款は、中国語により作成される。

第 62 条 本定款が中華人民共和国の法律、法規と衝突する場合国家法律と法規を基準とする。

第 63 条 本定款は、政府審査批准機構から批准された日から発効する。

第 64 条 本定款は * * * *年 * 月 * 日に出資者法定代表が中国広東省深圳市で署名する。

投資者(社印):

法人代表人(サイン):